

議案第 22 号

小城市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

小城市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 6 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

教育委員会への付議事項及び報告事項について規定するため、小城市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

## 小城市教育委員会規則第 号

### 小城市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

小城市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「、幼児教育審議会委員」を削り、同条に次の 2 項を加える。

- 2 教育長は、前項各号に定める事項について緊急やむを得ない事情が生じた場合に限り、臨時に代理することができる。
- 3 前項の規定により臨時に代理したときは、次の教育委員会の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

第 3 条第 1 項中「前条」を「前条第 1 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育長は、委任された事務について重要又は異例と認められる事項については、教育委員会の会議に付議することができる。
- 3 教育長は、第 1 項の規定により教育長に委任された事務で重要なものに関する事項については、教育委員会の会議において報告しなければならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第22号 小城市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年小城市教育委員会規則第6号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（教育委員会への付議事項）</p> <p>第2条 次に掲げる事項は、教育委員会の会議に付議するものとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5） 社会教育委員、スポーツ推進審議会委員、スポーツ推進委員、文化財保護審議会委員、中林梧竹記念館協議会委員、図書館協議会委員、歴史資料館協議会委員、<u>幼児教育審議会委員</u>、通学区域審議会委員及び学校給食審議会委員の任免、委嘱及び解嘱を行うこと。</p> <p>（6）～（11） （略）</p> <p>（委任事務）</p> <p>第3条 教育委員会は、<u>前条</u>に規定する事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p><u>2 教育長は、前条各号に定める事項について緊急やむを得ない事情が生じた場合に限り、これを臨時に代理することができる。</u></p> <p>_____</p> <p><u>3 前項の規定により臨時に代理したときは、次の教育委員会の会議に</u></p>	<p>（教育委員会への付議事項）</p> <p>第2条 次に掲げる事項は、教育委員会の会議に付議するものとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5） 社会教育委員、スポーツ推進審議会委員、スポーツ推進委員、文化財保護審議会委員、中林梧竹記念館協議会委員、図書館協議会委員、歴史資料館協議会委員_____、通学区域審議会委員及び学校給食審議会委員の任免、委嘱及び解嘱を行うこと。</p> <p>（6）～（11） （略）</p> <p><u>2 教育長は、前項各号に定める事項について緊急やむを得ない事情が生じた場合に限り、臨時に代理することができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により臨時に代理したときは、次の教育委員会の会議において報告し、その承認を求めなければならない。</u></p> <p>（委任事務）</p> <p>第3条 教育委員会は、<u>前条第1項</u>に規定する事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、教育長は、委任された事務について重要又は異例と認められる事項については、教育委員会の会議に付議することができる。</u></p> <p><u>3 教育長は、第1項の規定により教育長に委任された事務で重要なも</u></p>

\_\_\_\_\_においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

\_\_\_\_\_のに関する事項については、教育委員会の会議において報告しなければならない。